

頁	正	誤
218	105 輸入承認制度② 例題	
	1 輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が、当該輸入割当てに係る貨物を輸入しようとする場合において、経済産業大臣の確認を <u>受けようとするとき</u> には、輸入の承認を要しない。	1 輸入割当てを受けた者から輸入の委託を受けた者が、当該輸入割当てに係る貨物を輸入しようとする場合において、経済産業大臣の確認を <u>受けたとき</u> は、輸入の承認を要しない。
219	105 輸入承認制度② 例題の解説	
	1 輸入割当てを受けた貨物の輸入について委託を受けた者は、その委託について経済産業大臣の確認を <u>受けようとする</u> 場合には、改めて輸入割当てを受ける必要はありませんが、その委託を受けた者は、その貨物について輸入の承認を受けなければなりません。	1 輸入割当てを受けた貨物の輸入について委託を受けた者は、その委託について経済産業大臣の確認を <u>受けた</u> 場合には、改めて輸入割当てを受ける必要はありませんが、その委託を受けた者は、その貨物について輸入の承認を受けなければなりません。